

## 議会運営委員会書記録

令和8年(2026年)2月17日(火)

第2委員会室

### ◎ 出席者

◇委員長 竹内 栄 治

副委員長 小林 豊代子

委員 藤部 徳 治、小林 成 好、小口 高 寛、野口 高 明

島田 玲 子、山田 大 助、白川 秀 嗣、松島 孝 夫

◇議長 畑谷 茂

◇委員外議員 菊地 貴 光 副議長

◇傍聴議員 大田 ちひろ

◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹  
鈴木主任

### ○ 開会前(9:28)

※ 協議項目「議会運営委員会の議会中継の実施」に関連し、本会議について試行録画を実施。

※ このあと代表者会等が控えているため、10時45分を目途に協議を進めることについて了承された。

### ○ 開 会 (9:28)

#### ◇ 議長あいさつ及び諮問

- ・ 付議事件の委員会付託について
- ・ 会派要件の見直しについて
- ・ 第5次総合振興計画後期基本計画調査特別委員会の閉会の申入れについて

### ○ 諸般の報告

#### ◇ 付議事件について《課長報告》

市長から提出された議案は、人事議案3件、一般議案13件、補正予算議案6件の合計31件である。

#### ◇ 議案説明会について《課長報告》

議案説明会は、議員会終了後に第1委員会室を会場に行い、説明時間については概ね40分と伺っている。

## ○ 議 事

### ◇ 一般質問の発言順の取扱いについて

★委員 長 本件については、前回の会議において、立憲民主党越谷市議団から通告の提出時に抽選棒を引くとの提案を取り下げられ、日本共産党越谷市議団以外は、9月定例会と同様の取扱い、抽選＋抽選後は提出順を継続することに支障がないとの意見となっていた。前回までの協議経過を踏まえ、まずは日本共産党越谷市議団にご意見を伺いたい。

☆山田委員 私どもも、9月、12月定例会と同じ方法でよいと考えている。

★委員 長 本件については、初日の議事終了後、直ちに抽選を行い、抽選に参加できなかった通告者にあっては、提出順とすることにご異議ないか。また、今回確認した発言順の取扱いについて、申合せ事項に明文化することを考えているが、いかがか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように了承された。

※ また、申合せ事項の明文化について、事務局にたたき台を作成させ、次回以降示すこととなった。

### ◇ 代表質問・一般質問の選択制の実施について《課長説明》

まず、3月定例会は、会派ごとに代表質問・一般質問を選択し、無所属議員は一般質問となる。代表質問・一般質問は4日間で実施し、質問の発言時間は、質問と答弁で代表質問は2時間、一般質問は1時間を目途としている。また、日程としては、先に代表質問を行い、続いて一般質問を行う。発言順については、代表質問は選択した会派の中で会派順に行い、一般質問の発言順は先ほどご決定いただいたとおり、まず、抽選を行い、抽選後に提出した方は提出順となる。提出期限はいずれも1時間以内となる。なお、先にお配りした実施方法については、一般質問の発言順の取扱いが決定したため、修正し、改めてお配りする。

○ 休 憩（9：33）→ 代表質問・一般質問のいずれを選択するか、一般質問を選択する場合は予定人数を各会派より確認。

### ○ 開 議（9：35）

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり代表質問・一般質問を実施することに決定された。

※ また、本件については、申合せ事項を見直すこととし、一般質問の発言順の取扱いと併せて、事務局にたたき台を作成させ、次回以降示すこととなった。

### ◇ 第5次総合振興計画後期基本計画調査特別委員会の閉会について《課長説明》

2月6日に開催された特別委員会において、付託された調査を終了し、特別委員会を閉会することが決定している。当市議会では、調査に関する特別委員会を閉会する場合、慣例により閉会の議決を行うこととしており、委員会の決定に基づき閉会の議決を簡易表決することになる。また、先例により、閉会中の継続審査案件は、次の定例会の第1日の会議において議題とする例となっていることから、具体的な議事日程としては、会期の決定後、閉会中の継続審査案件を議題とし、特別委員長から閉会中に開催した会議の概要について報告いただき、委員長報告に対する質疑を行う。続いて、委員長報告のとおり、特別委員会の閉会についてを議題とし、簡易表決することになる。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 会期予定について《課長説明》

・ 「令和8年3月定例会・会期予定（案）」に沿った説明。

※ 会期予定について、委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり会期は2月24日から3月18日までの23日間に決定された。

◇ 付議事件の委員会付託について《課長説明》

・ 「令和8年3月定例会・付議事件の委員会付託（案）」に沿った説明。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 常任委員会の日程について《課長説明》

・ 「令和8年3月定例会・委員会日程表（案）」に沿った説明。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 3月定例会における予算決算常任委員会の運営方法について《課長説明》

・ 「審査方法（案）・審査順（案）・分科会審査予定表（案）」に沿った説明。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり了承された。

◇ 委員会条例の改正について

★委員長 本件については、前回、組織改正に伴う改正案をお示しするとともに、所管の見直し等を行うかどうかも含め、内容を持ち帰っていただいた。まずは改正案について各会派の協議結果を伺う。

☆野口高明委員 改正案のとおりで構わない。

☆藤部委員 改正案のとおりで構わない。

☆島田委員 改正案のとおりで構わない。

☆白川委員 改正案のとおりで構わない。

☆小口委員 改正案のとおりで構わない。

☆山田委員 改正案のとおりで構わない。

☆小林成好委員 改正案のとおりで構わない。

★委員長 本件については、改正案のとおり改正することにご異議ないか。

※ 委員全員意見なく、改正案のとおり改正することに決定された。

★委員長 続いて、常任委員会の所管の見直し等を行うかどうかについて、ご意見はあるか。

→ 発言なし

★委員長 今回は、組織改正に伴う所管の見直し等は行わないこととしてよろしいか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

※ 委員会条例の一部改正については、議会運営委員会からの委員会提出議案として3月定例会に提案することとし、具体的な議案の提出に関しては正副委員長に一任された。

#### ◇ サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について《課長説明》

お手元の資料8の「越谷市情報セキュリティ基本方針（案）」及び資料9の参考資料の「越谷市における情報セキュリティ関連規定の構成」をご覧いただきたい。まず、資料9の資料にあるとおり、越谷市の情報セキュリティの構成において、「情報セキュリティ基本方針」は、組織全体としてのセキュリティへの取組指針やビジョンを定めるものとなる。前回の会議にてご説明させていただいたが、サイバーセキュリティを確保するための方針については、既存のセキュリティ基本方針の見直しを行い、執行部と連名で策定することで作業を進めている。次に、資料8の基本方針の3ページをお願いしたい。4番の対象範囲だが、(1) 組織の範囲に「議会」と直接記載がないが、「越谷市の情報資産を利用する全ての組織及び団体に含まれている。また、(2) 人の範囲に「議員」と記載がないが、こちらも「対象組織の職員及び当該組織の業務に携わる全ての者」に含まれることになる。なお、情報セキュリティについては、国から示された指針に基づき、全てを網羅する形で定めており、直接議会に関係のない事項もあるため、ご了承いただきたい。また、この基本方針を実現するための具体的な規則が「対策基準」となり、具体的な手順書・マニュアルが「実施手順」となるが、指針（案）の策定や、国のガイドラインの見直しに合わせて、修正等が必要なものがある。資料10「越谷市議会パソコン等及びグループウェア使用基準新旧対照表（案）」と併せて、資料9番の裏面にある「対策基準の変更概要」をご覧いただきたい。今回、機密性分類基準の見直しがあり、現在規定している「使用基準」に、越谷市セキュリティポリシーの機密性の分類基準を引用していることから、見直しを行う必要があり、具体的には第7条第5項第3号の規定に

ついて、新旧対照表のとおり改正を行うものである。

☆野口高明委員 1点確認だが、新旧対照表の新の方で、自治体機密性2の表記が旧と同じになっている。議員が取り扱う情報は、自治体機密性の1, 2, 3C, 3B, 3Aの中でどこに値すると事務局は捉えているか。

★課長 基本的に、いわゆる個人情報と言われるものは取り扱っていない前提があるため、考え方としては自治体機密性2までの情報になるかと考えている。

☆野口高明委員 新の方では自治体機密性2以上の情報資産を取り扱うこととなっているが、そうすると我々のデータの機密性がセキュリティポリシーに反してしまう状態になっている。例えば、我々が今いただいているこのデータは、個人情報は入っていないはずだが、全て紙も含めて公に出してはいけないデータという認識か。その認識のずれについては。

★課長 先ほど自治体機密性2とお話したが、全ての情報が機密性2に該当するとは事務局も捉えていない。一部分、2に該当するようなものも現状あるかと考えるが、基本的には公表が可能な、いわゆる自治体機密性1に該当するものが大半であるという認識である。機密性2の部分がもし発生するようであれば、必要に応じてその都度改めて検討していくことになるかと考える。

★委員長 配付した(案)のとおり、サイバーセキュリティを確保するための方針を策定することにご異議ないか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

※ 当該方針の策定及び使用基準の見直しに当たっては、議長決裁により策定及び改正することに了承された。

※ また、地方自治法の規定に基づき、本方針については、策定手続き完了後、市議会ホームページに公表することとなった。

#### ◇ 傍聴規則の改正について《課長説明》

お手元の資料11の「傍聴者の方は次の事項をお守りください」と書かれた資料をご覧いただきたい。こちらは傍聴に来られた方にお配りする注意事項の(案)となる。傍聴規則の改正については、12月定例会告示日の会議でご決定いただき、法制執務上の整理を行った上で、3月末までに議長が改正することで了承をいただいている。そのため、これまで傍聴者の方にお配りしていた注意事項についても、今回の改正に合わせて変更する必要があり、実際には改正後の4月以降に開催する会議から配布することにな

る。また、内容としては、特に2番の携帯電話など音を発する機器をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにさせていただくほか、5番の飲食については、体調管理のための水分補給は可能となったことから、具体的に水やお茶等について例示するなど、イラストを交え、分かりやすくしたいと考えているため、変更することについてご了承いただきたい。

☆白川委員 本会議や各常任委員会の傍聴者は、議案や予算書などの資料を見ることができると思うが、議会運営委員会の傍聴者への資料配布はどのような取扱いか確認したい。

★課長 議会運営委員会の傍聴に一般の市民の方が来ることがあまりなく、常に資料を用意しているわけではないが、もし傍聴に来ることが把握できていれば、必要な分を用意し、傍聴の方にも同様の資料を配布したいと考えている。

☆白川委員 同様の資料というのは、各委員に配布しているものと同じ資料と理解してよいか。

★課長 越谷市議会では、基本的に本会議と常任委員会の傍聴者には、一部返却いただくものもあるが、議員にお配りしている資料と同じものを傍聴の方にも配付し、同じ資料を見ながら傍聴できるように対応しているため、議会運営委員会でも同様に考えている。

★委員長 本件については、お手元の(案)のとおり変更することでよろしいか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

#### ◇ 会派要件の見直しについて

★委員長 本件については、こしがや無所属の会から提案があり、代表者会で協議した結果、改めて議会運営委員会で協議を行うことに決定されたところである。まずは、改めて提案されたこしがや無所属の会から提案内容の説明をいただきたい。

☆白川委員 申合せ事項が定められた時から、国政政党や地域政党が非常に大きく変化をしている。国政政党では多数の政党が出てくる状況であり、越谷市議会でも来年の統一地方選挙でそのような方たちが立候補されることが想定される。現状の越谷市議会の規約だと、1人で会派を組んだ場合、代表者会や議会運営委員会など、その他会派が持つ権限も、1人で行使できることになる。議会運営上の問題、合意形成の問題もあるため、会派として1名という枠を取り除くことを提案する。

☆山田委員 　ただし書きを丸々取り除き、政党も全て3人以上にするのか、2人以上という形にするのか。仮に2人以上にする場合、政党のみを2人以上として政党以外の方は3人以上のままにするのか、政党以外の方も全て2人以上という形にするのか、その辺りのお考えを聞きたい。

☆白川委員 　基本的に公認候補の方が1名の枠組みで執行できるところが、全体の他の議員にとって公平性を欠くのではないかということで、ただし書きをなくす。その次の段階でどうするかは、あくまで試案としてご提案したが、公認の場合は2名以上ということが私の案である。その他、今現在ある会派の構成をどうするかについては、提案していない。

★委員長 　本件については、一度各会派でご検討いただき、次回以降の会議で協議したいと思うが、いかがか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

#### ◇ 政務活動費の取扱いの件について《課長説明》

お手元の資料12「政務活動費の取扱いについて」をご覧いただきたい。まず、「1 令和7年度の収支報告に関する書類の提出」についてだが、条例に基づき、4月30日(木)までに必要書類を添付して提出いただくようお願いしたい。次に、「2 令和8年度の交付申請および請求に関する書類の提出について」だが、令和8年度当初予算の審査前ではあるが、4月の交付手続きを円滑に進めるため、4月1日(水)までに必要書類の提出をお願いしたい。また、振込口座の確認書類についても提出いただいているため、こちらも併せてご提出いただくようお願いしたい。なお、振込予定日は4月15日(水)を予定している。ご提出いただく書類については、本日、各会派および無所属議員の方に配付させていただく。また、政務活動費の運用基準のうち、広報広聴費について一部見直しを行ったため、修正後の「政務活動費運用の手引き」についても併せて配布させていただく。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり了承された。

#### ◇ 議会活性化等について

★委員長 　順次項目ごとに協議を進めていく。お手元には、議会活性化等における協議内容と行政調査を通じてのご感想・ご意見をまとめた「議会活性化等について 協議経過」を配付しているため、協議の参考にしていただきたい。

##### 1 議会のICT活用について

- ・ タブレット端末等の活用について

★委員 長        まずは議会のICT活用の件についてのうち、タブレット端末等の活用について、前回までの会議では、私的利用の取扱いに係る意見や、導入費用に係る意見、ペーパーレス会議システムに係る意見などが出され、行政調査の結果も踏まえ、各会派に内容を持ち帰っていただき、継続協議となっていた。協議経過を踏まえ、新たなお意見等はあるか。

☆野口高明委員        持ち帰って検討した結果、政務活動費で端末が購入できる以上、タブレット端末を導入する必要はないと考える。

☆白川委員        今回の行政調査を含め、ペーパーレス化は重要な事項だと考える。厚い予算書をタブレット端末で見るとは不便ではないかと心配していたが、他の市議会では慣れれば心配ないという話であったため、費用の面でも人員の面でも、ペーパーレス化の意味でタブレット端末を導入することは意味があると感じた。

☆野口高明委員        タブレット端末の導入はあくまでハードの導入であり、ペーパーレス化はソフトの部分でも対応可能なため、そこは切り分けて議論を進めていくべきだと考える。

☆山田委員        確認だが、今のご意見はそこも踏まえてそれぞれの会派で検討してほしいというご意見でよろしいか。

☆野口高明委員        以前から同じ議論を繰り返している現状が続いており、概ね各会派がよしとする段階もある中で、端末やシステムの導入について必要性や金額の面で堂々巡りの状況になっている。過去の議論の再確認をする必要があり、何ををもってどう整理するか、まずはハードとソフトを分けて議論していくべきだと考えるため、そこも含めて考えていただきたいと思う。

★委員 長        NEXT越谷からそのような意見が出たため、当然ハードとソフトと分けるということも、従来の提案の中にも入っている。この点も含め、各会派でしっかり協議をしていただき、ある程度方向性も含めてご検討いただきたい。本件については、継続協議とすることにご異議ないか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

## 2 3月定例会における一般質問と代表質問の選択制の実施について

★委員 長        3月定例会における一般質問と代表質問の選択制の実施について、今定例会での選択制の実施後に、感想等を各会派にお伺いしたいと考えているため、よろしくお伺いしたい。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように了承された。

### 3 議会運営委員会の議会中継の実施について

#### ・ 中継対象について

★委員 長 議会運営委員会の議会中継の実施について、本格実施に向けた中継手法について、12月定例会告示日に配布した資料に沿って協議していくこととなっている。まず、「1 中継対象について」だが、全ての会議を公開するか、中継対象をいずれかに限定するか、各会派のご意見を伺いたい。

☆野口高明委員 全ての会議を公開する。

☆藤部委員 議会活性化等に係る会議を主軸に公開する。予定の範囲内で検討することで、まずは進めていく。

☆島田委員 会派としては全ての会議を公開するという意見だが、委員会でまとまった意見でもよいと考えている。

☆白川委員 原則、全ての会議を公開する。

☆小口委員 会派としては原則、全ての会議を公開するという意見だが、委員会でまとまる方向で検討していきたい。

☆山田委員 原則、全ての会議を公開する。

☆小林成好委員 原則、全ての会議を公開する。

★委員 長 皆様のご意見をお聞きしたところ、限定して公開する意見は公明党越谷市議団のみで、他の会派は原則、全て公開するか、またはいずれでもよいという意見であった。

☆藤部委員 皆さんの意見を聞き、原則、全ての会議を公開することでよい。

★委員 長 それでは、今一致しているところでは、原則、全ての会議を公開することでご異議ないか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

#### ・ 会議場所について

★委員 長 続いて、「2 会議場所について」、本日試行的に第2委員会室を会場に録画しているところであるが、現時点での各会派の意見を伺いたい。

☆野口高明委員 第2委員会室でよい。

☆藤部委員 第1委員会室を優先的に試行していく考えである。

☆島田委員 第2委員会室でよいと考えている。

☆白川委員 第2委員会室が一番よいと思っている。

- ☆小口委員 第2委員会室でよい。
- ☆山田委員 第1委員会室の方が席の配置がよいと感じるが、議会以外でも使用することが多いと聞いているため、その状況を見ながら現実的には第2委員会室になるかと思っている。
- ☆小林成好委員 第1委員会室と第2委員会室で、事務局の運営がし易い方がよいと思っている。
- ★委員 長 状況に応じて運用を図るというご意見があり、ほとんどの会派は第2委員会室を優先的にというご意見があった。また、事務局が運営し易い方というご意見もあったが、いかがか。
- ☆山田委員 会派で話し合った状況はお伝えしたが、第2委員会室という意見が多く、それで皆さんが一致するのであれば、第2委員会室でよいと思っている。あとは、事務局はどこがよいか聞いていただくのがよいのではないか。
- ★課 長 今、第2委員会室でこのようなレイアウトをさせていただいているが、定例会中はどうしても常任委員会などの予定も入っている。また、今は予約の方を停止しているが、閉会中も会議室の利用希望は非常に多い状況があるため、事務局としてはその時々状況に合わせてセッティングしやすい場所がよいかと考えている。
- ★委員 長 小林成好委員のご意見もあり、参考に事務局に意見は聞いたが、現状は第2委員会室という意見が大半の意見である。
- ☆藤部委員 公明党越谷市議団は第1委員会ということでお話をしたが、皆さんの意見を尊重し、第2委員会室でもよいと思う。
- ☆小林成好委員 会場のセッティングをするのも大変かと思ったため、事務局の意見を聞いたが、皆さんが第2委員会室ということであれば、原則、第2委員会室でよろしいかと考える。
- ★委員 長 定例会の際には、第2委員会室で開催する常任委員会もあるが、急遽、議会運営委員会を開催する場合もある。その辺りも斟酌しながら協議を進めることが必要なため、基本的には第2委員会室が皆さんの意見であるが、今回の試行録画を踏まえた上で、次回以降の会議で協議していきたいと考えるが、いかがか。
- ☆白川委員 最初の会議では、第3委員会室でハンディカメラを使って録画中継するというお話もあった。今のお話では、基本的にハンディカメラは使用

せず、第1、第2委員会室に設置されたカメラで録画中継する前提だが、事務局的には可能か。

★課長 第1委員会室でも、第2委員会室でも通常の常任委員会の中継を行っているため、常設の機器を使う方が比較的録画中継しやすいと考えている。

☆松島委員 整理させていただきたいが、提案されている3つの手法は、1番目が第1委員会室で発言者をズームアップできること。2番目が第2委員会室で今回の引きの映像で撮ること。3番目が第3委員会室は中継設備がないため、新たに購入するなり、借りるなりして録画中継すること、その認識で合っているか確認したい。

★課長 今お話しいただいたとおりである。

★委員長 今回の確認事項も含め、もう一度皆さんでご検討いただきたい。本件については、本日の試行録画を踏まえた協議も必要であると考え、次回以降の会議で改めて協議していきたいと思うが、いかがか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

#### ・ 実施時期について

★委員長 令和8年6月定例会を目途に本格実施をすることを目指し、中継手法に係る協議経過を踏まえて具体的な実施時期を決定していきたいと考えているため、よろしくお願ひしたい。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように了承された。

#### 4 正副議長選挙の取扱いについて

★委員長 正副議長選挙の取扱いについて、取扱いの(案)において課題として挙げた、①延会となる場合の通告期限の取扱いについて、②初日を延会した場合の休会日の日数の取扱いについて改めて各会派のご意見を伺いたい。

☆野口高明委員 通告期限は第1日の散会後から1時間以内、休会日の日数については、会期予定のとおり(第5日から一般質問)とする。

☆藤部委員 N E X T越谷と同様に、通告期限は第1日の散会後から1時間以内、休会日の日数については、会期予定のとおり(第5日から一般質問)とする。

☆島田委員 通告期限は第1日の散会後から1時間以内、休会日の日数については、会期予定のとおり(第5日から一般質問)とする。

☆白川委員 通告期限は全体の流れや状況を確認して決定するため、議会運営委員会で一度確認した方がよいと思うが、この提案にこだわっているわけではない。休会日の日数については、会期予定のとおり（第5日から一般質問）とする。

☆小口委員 N E X T越谷と同様に、通告期限は第1日の散会後から1時間以内、休会日の日数については、会期予定のとおり（第5日から一般質問）とする。

☆山田委員 通告期限は散会后1時間以内で、休会日の日数についても、会期どおりとする。

☆小林成好委員 通告期限は散会后1時間以内で、会期も予定どおりとする。

★委員長 各会派の意見を聞いた結果、①通告期限は散会后1時間以内、②延会した場合の休日の日数の取扱いについては会期どおりということで、意見が一致したため、そのように決定することにご異議ないか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

※ 正副議長選挙の取扱いの明文化について、次回までに事務局にたたき台を作成させることとなった。

#### ◇ その他

##### ・ 令和8年度の行政調査について《課長説明》

1月臨時会の告示日の会議でもご説明させていただいたが、来年度は議員任期4年目になることから、これまで改選の前年については、例年よりも早めに実施する慣例となっている。これまでと同様に実施する場合、具体的には常任委員会の行政調査は7月から8月に実施していることから、3月定例会において日程等の内定を行い、調査先との調整を行ったうえで、6月定例会において閉会中の調査事項として、付託の議決を行うこととなる。また、議会運営委員会の行政調査も10月から11月に実施していることから、9月定例会において閉会中の調査事項として、付託の議決を行うことになる。これらの日程を踏まえ、各会派の行政調査についてはご検討いただくよう、お願いしたい。

##### ・ 請願の提出について《課長説明》

開会日の2月24日（火）17時までに提出いただけるようご指導、ご協力をお願いしたい。

##### ・ 役職定年を迎える部長級職員の挨拶について《課長説明》

役職定年を迎える部長級職員の挨拶について、3月定例会の閉会宣言後、引き続き

議場において、役職定年を迎える部長級職員の方からご挨拶をいただく場を設けている。そのため、閉会后、議員はそのまま議席でお待ちいただくよう、お願いしたい。  
なお、今年度の対象者は7名である。

☆山田委員 対象者7名の詳細は。

★課長 湊谷危機管理監、高橋市長公室長、厚沢建設部参事、笹野会計管理者、  
早山市立病院事務部長、松尾水道企業団事務局長、小野東埼玉資源環境  
組合事務局長の7名である。

→ その他発言なし

※ 本会議への委員長報告については正副委員長に一任された。

○ 閉 会（10：26）